

平成 27 年度積算資料等の改正について

このことについて、林野庁では、森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領等の改正を行い、平成 27 年 4 月から適用することとしています。

については、高知県林業振興・環境部において例年 7 月に行っている積算資料等の改正内容の一部を、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 改正内容

【森林整備保全事業設計積算要領】

- ・ 共通仮設費率及び現場管理費率の施工地域・工事場所による補正

【森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領】

- ・ 調査業務費の構成費目から労務者輸送費を削除

2. 適用日

平成 27 年 5 月 1 日以降に積算するもの

【参考】

森林整備保全事業設計積算要領

共通仮設費率の施工地域・工事場所による補正

b 共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		2.0
山間僻地及び離島		1.0
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は工種別共通仮設費率標準値表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.3

(注1)～(注3) [略]

(注4) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

現場管理費率の施工地域・工事場所による補正

b 現場管理費率の補正

(a) [略]

(b) 施工地域、施工場所による取扱い

施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、下表の補正率を加算補正するものとする。(施工地域等による補正)

施工地域・施工場所区分		補正率 (%)
市街地		1.5
山間僻地及び離島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

また、以下の施工地域、施工場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は工種別現場管理費率標準値表の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事 舗装工事 道路維持工事	1.1